

動物愛護管理のあり方検討小委員会におけるこれまでの主な意見
（「動物取扱業の適正化」を除く）

平成 23 年 10 月 25 日

○虐待の防止

- ・ 動物愛護管理法における虐待という言葉は、法第 44 条第 1 項に規定されるみだりな殺傷及び第 2 項に規定されるネグレクト等の行為の両方で使われる一方で、法律の条文には、法第 44 条第 1 項に含まれないが第 2 項には含まれるなど定義が曖昧なため、条文改正等によりこれの明確化が必要。
- ・ 法律の条文において動物虐待の定義を明確化することは、地方公共団体等による取り締まりの実効性を高めるために必要であることに加え、動物虐待が犯罪行為であるということについて一般国民に対して普及啓発するという観点からも重要。
- ・ 虐待の取り締まりを強化する方法としての地方公共団体職員への司法警察権の付与や、動物の一時保護を可能とする規定を設けることについては、職員の業務内容の変化や量の増加を考慮すると、地方自治体における動物愛護担当部局と警察間の連携によりこれを強化する等の方法を推進していくべきではないか。
- ・ 闘犬など動物同士を闘わせる行為については、伝統行事として社会的に認容されている事例を考慮すると一律に禁止することは困難であることから、開催者を明確にして動物取扱業の登録を受けさせる事や、行事後の獣医師による適切な治療等のアフターケアに関する基準の策定など、動物への負担を軽減し、内容の透明性を確保する取り組みが必要。

○多頭飼育の適正化

- ・ 多頭飼育は、適正飼養や周辺的生活環境に係る問題につながりやすいことが指摘されている。動物愛護管理法には多頭飼育に起因して周辺的生活環境が損なわれている場合に勧告や措置命令を行える規定が既に存在しているが、動物の命の保護や福祉が制度の直接の保護法益となっていないことから、運用が難しい面がある。
- ・ 多頭飼育等に起因する不適正な動物の飼養に対し、行政が緊急的に避難させる即時強制のような手法が考えられるが、基本的人権や所有権等の侵害が懸念される。
- ・ 多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態について、具体的に一定の基準を設ける等により、地方公共団体による勧告や措置命令をより発動させやすくすべきではないか。

- ・ 多頭飼育による問題事例に対して、当該事態を生じさせている者に対し、法に基づく勧告や措置命令を行うだけでは意味がなく、動物の飼養状況や周辺的生活環境を改善することが必要であり、そのための方策も必要。
- ・ 多頭飼育はある程度、地域性が反映される問題であると考えられることから、飼養基準やガイドラインにより適正飼養を促すとともに、既に先行的に実施されているように、地方公共団体における条例等での対応を進めるべきではないか。

○自治体等の収容施設

- ・ 地方公共団体は動物取扱業者への指導を行っている立場であることに鑑み、同団体が管理・運営する動物収容施設についても、各種収容動物の適切な飼養管理に基づいた収容施設の基準を設けるべき。
- ・ 基準の設定に当たっては、収容直後の一時的な留め置きから譲渡先等を探す間の長期的な収容まで、目的によって期間や収容状況が様々であることや、地方公共団体における財政事情をも考慮したものとすべき。
- ・ 収容施設の公開に係る基準については、地域によって体制や実情が様々であることから、統一的な基準ではなく、各地方公共団体毎の判断に委ねるべきではないか。
- ・ 施設内で実施される殺処分の方法については、殺処分される動物の肉体的・精神的苦痛を軽減する観点から、処分量の多寡や各個体の特性等に応じて、科学技術の進展も踏まえつつ適切な手法を使い分ける必要がある一方で、実施職員の精神的負担の低減や安全確保についても配慮する必要がある。
- ・ 具体的な殺処分手法に係る基準については、最新の科学的な知見を踏まえて(社)日本獣医師会等において示されるべきではないか。
- ・ 犬猫の引取りについては、そのあり方を改善するために、法第 35 条の書きぶりについて、正当な理由があると認められるような場合には引取りをしなければならないといったように条件を付して引き取りを行うような書きぶりとする 것을検討すべき。

○特定動物

- ・ 特定動物の移送時に通過する都道府県等へ通知するという手続きの緩和については、これまでの逸走事例など実績に問題がなければ緩和しても差し支えないが、滞在時間の長い休憩地点等については考慮が必要。
- ・ 特定動物は非常に広範囲の分類群にまたがる野生動物種で構成されており、また

人間に対する各指定種が持つ危険性（毒性、殺傷力等）の判断については専門性の極めて高い分野であるため、リストに関する施行令の見直しについては、別途に各分野の有識者で構成される委員会での議論が必要。

- ・ 危険犬種については、いわゆる「犬種」レベルでの規制をしようとしても、これらは全て同種の「イヌ」の範疇に入り、また個体の性質や飼い主の飼育方法に寄るところが大きいいため、犬種指定等による規制は困難であり、飼い主による適正飼養の義務を徹底させることが必要。
- ・ 咬傷事故の抑制については、飼い主等の周辺情報を公表することが再発防止につながるのではないかと。

○実験動物の福祉

- ・ 実験動物の飼養者等は「実験動物の飼養及び保管に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図っているところである。現在のこの仕組みは、自主管理ではあるが、関係法令や指針等に違反した場合は研究費の配分の停止や論文が不採用となる等、研究者にとって非常に甚大な不利益を伴うものであることから、実効性を持って遵守されている。
- ・ 実験動物の飼養者等による自主管理は、不適切な事例や問題点が見られないことに加え、第三者評価制度も運用され始めたところであることから、現在の仕組みの充実とある程度時間をかけた検証が重要。
- ・ 実験動物施設については、外部からのチェックができていない状況であることから、実験動物の福祉に係る問題が存在していたとしても表面に出てきていないだけであるとの心配がある。また、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が策定したガイドラインが適用されていない施設もある。これらの意見や事故時・災害時への備えのためにも、各自治体の実態を把握するためには、届出制も有効と考えられる。
- ・ 届出制を導入した場合、対象施設の審査のための立入等を実施した際に、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲の行為なのかどうかについて地方自治体の職員では判断が困難であることが想定され、実効性の確保が困難ではないかと。
- ・ 実験動物は、実験を目的に生産される動物であり、産業動物と同様にいわゆるペットとは飼養管理方法が異なるとともに業界団体によって把握されているという実態を踏まえ、動物取扱業登録の対象に含めるべきではない。

○産業動物の福祉

- ・ 快適性に配慮した家畜の飼養管理を行うことによって、家畜のストレスや疾病、

けが等を減らし、家畜が健康であることは、安全な畜産物の生産につながるこのみならず、生産者にとっても家畜の能力を引き出し、治療費等のコスト低減につながることから、既に取り組みが行われている現場もある。

- ・ 産業動物の福祉は、国民の食生活と深く関わっていることから、飼養基準の設定などによって飼養・管理に係るコストが増加し、国民の経済負担が増加する可能性のある規制の強化は、現時点では社会的な支持が得られていないのではないかと。
- ・ 一方で、一般国民において家畜の福祉に関する認知度が低いことから、普及啓発が必要であり、このような観点からも「五つの自由」の概念を、法律もしくは「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号）に理念のような形で入れることが必要。

○罰則の引き上げ

- ・ 動物の生命をみだりに殺傷しようとする者に対して、一定の抑止力として効果を持つという観点からも罰則の強化は必要。
- ・ 我が国における自然の生態系全体の破壊と動物の命をみだりに絶つということは、双方とも同様に重い罪であり、動物愛護管理法の罰則を特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）と同じレベルにまで引き上げるべきではないかと。併せて法人重課（法人に科せられる罰金を重くすること）などの導入も検討すべき。

○その他

(1) 犬のマイクロチップの義務化

- ・ 個体識別用のマイクロチップは、脱落・破損・摩耗等の可能性が低く、他の所有明示措置に比べても確実なトレーサビリティを確保できる等の利点がある一方で、識別には専用の機器によるデータの読み取りが必要で、チップ自体や挿入器のサイズの点で小型犬の飼い主に抵抗感があるなどの欠点もあり、現時点では普及率がおよそ 2% と低い状況にあることから、現時点では、データ読み取り器の更なる普及やマイクロチップの小型化などの普及率を高めるための取組が重要。
- ・ 犬のマイクロチップ装着を義務づけるためには、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）における犬の登録との整合性が必要。
- ・ 現時点では、マイクロチップの義務化によって国民にもたらされるメリットが明確ではない。

(2) 犬猫の不妊去勢の義務化

- ・ 犬猫に不妊去勢措置を実施することによってみだりな繁殖を防ぐことは、適正飼養の推進や殺処分数を減少させるために重要。
- ・ 犬猫の不妊去勢は、法による義務づけという手段をとるほど国民に利益をもたらすものではなく、飼い主への普及啓発によって推進すべき。
- ・ 不妊去勢の義務化により、繁殖に対する適切な理解を持ち、適正な飼養をしている飼い主の繁殖させる権利を奪うべきではない。
- ・ みだりな繁殖を制限するための措置を説明することを販売時に遵守させることや、地方自治体が譲渡する犬猫への不妊去勢の実施などの取り組みを推進すべき。

(3) 飼い主のいない猫の繁殖制限

- ・ 飼い主のいない猫の問題について、地域住民が合意のもとに猫を管理する「地域猫活動」と呼ばれる成果をあげつつある取組事例も見られる一方で、地域猫活動の内容が正確に理解されず独り歩きして、給餌や不妊去勢の未処置により猫がみだりに増える事例などもある。
- ・ 飼い主のいない猫の問題の解決には、地域住民や行政担当者による地道な努力が重要であり、一律の規制ではなく、条例や地方公共団体による指導等で地域の実情に合った対策を講ずべき。

(4) 学校飼育動物および公園飼育動物の適正飼養

- ・ 学校で飼育されている動物は、過去の例によれば不適切な管理による死亡や虐待の対象となりやすいことから、行政が実態把握できるようなシステムが必要であるとともに、必要に応じて環境省から文部科学省に対して助言等を行う必要がある。
- ・ 公園飼育動物については、観覧料徴収の有無に関わらず、動物取扱業の展示に該当するものとして、動物取扱業の登録対象とすべき。

(5) 災害対応

- ・ 現在、動物愛護管理法には災害対応に関する条文はないが、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「基本指針」という。）」には、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること等が講ずべき施策とされており、またおよそ8割の自治体が地域防災計画等に災害時における動物の取り扱いについて明記している。
- ・ 地方公共団体等が災害時に行うべき動物愛護に関する措置については、各自治体

の地方防災計画で明確化するとともに、地方公共団体の裁量によって地域の実情に応じ、地域防災計画上での動物救護や迷子動物対策等の位置づけ等について推進する仕組みとなるよう動物愛護管理法に規定すべき。

- 動物愛護管理法には、既に動物愛護推進員の委嘱や動物愛護推進協議会の設置に関する規定があるなど、地域における民間団体等と協力体制を築く仕組みが既に存在するが、災害対応についてもこれが活用できるように何らかの形で位置づけを行うべき。